

# 奈良県立大和広陵高等学校 制服販売業者選定にかかる競争入札について

令和5年11月27日

奈良県立大和広陵高等学校（以下「本校」という。）の令和6年度入学生への制服販売業者の選定を行うため、次のとおり競争入札を実施します。

## 1 入札に付する物品

本校指定制服一式

製造業者 : 瀧本株式会社

詳細 : 別途仕様書を交付

## 2 新入生生徒数

令和6年度第1学年定員200名（予定）

参考：令和5年度新入生 100名（男子 80名、女子20名）

令和4年度新入生 98名（男子 79名、女子19名）

令和3年度新入生 99名（男子 71名、女子28名）

## 3 納入・販売期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

但し、制服の追加注文や修繕等については、納入・販売期間満了後2年間対応すること。

## 4 入札日程等

### (1) 仕様書の交付

本入札に参加するためには、必ず仕様書の交付を受けなければならない。

仕様書の交付を受けたいものは、令和5年12月1日（金）までに下記（5）の場所へFAXによりその旨を連絡したうえで、令和5年12月4日（月）に来校し受け取ること。なお、FAX送信と同時にFAXが到達しているか否かの確認を電話で必ず行うこと。電話確認を行わなかったことによりFAXの送受信の確認ができなかった場合の責は、本校は一切負わない。

### (2) 仕様書等に関する質問

令和5年12月6日（水）までに、下記（5）の場所へFAXで提出すること。

### (3) 入札書提出期限

令和5年12月22日（金）午後3時必着

### (4) 入札回数

1回とする。

(5) 入札書の提出・問い合わせ先

〒635-0802 奈良県北葛城郡広陵町的場401

奈良県立大和広陵高等学校

TEL 0745-57-0300

FAX 0745-56-4460

5 入札方法

- (1) 入札書は、持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など、事後に到達が確認できる方法で提出すること。
- (2) 入札者は、入札書（様式2）に記載したすべての品目について販売価格（消費税込み）を記載すること。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上で所定の場所へ所定の日時までに提出すること。
- (4) 入札者は、その入札した入札書を引き換え、変更し、または取り消すことはできない。

6 入札者に要求される事項

- (1) 上記4（1）に記載のとおり、仕様書の交付を受けること。
- (2) 「入札参加資格確認申請書兼誓約書」（様式1-1）、及び「奈良県内の公立学校への直近5年間の制服販売実績一覧表」（様式1-2）を、本公告日から令和5年12月13日（水）までの平日午前9時から午後4時までの間に、持参、または郵送により上記4（5）の場所へ提出すること。  
宛名を「奈良県立大和広陵高等学校長 内浦純二」とした封筒に封入し、かつ封筒の表に「大和広陵高等学校制服販売業者入札資格審査書類在中」と朱書きすること。
- (3) 上記書類の提出を受けた後に審査を行い、入札参加の可否について、令和5年12月18日（月）午後4時までにFAXにて通知する。

7 その他

(1) 入札の無効

入札参加資格がない者がした入札、入札書記載価格を加除訂正した入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 落札者の決定方法

次に掲げるアからエまでの条件を全て満たした入札書のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ア 入札書に記載したすべての品目について販売価格が記載しており、

かつ、男女ニットベスト及び男女ニットセーターを除く12品目の合計額が予定価格以下である入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 上記アの方法により比較した際に落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合、男女ニットベスト及び男女ニットセーター計4品目の合計額を最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 上記イの方法によってもなお落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。この場合、くじの実施日は別途該当者に連絡する。

エ 落札者となるべきものが他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

#### (4) 契約の不締結

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請け契約等にあたって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、本校が、本校との契約の相手方に対して下請け契約等の解除を求

め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) その他

詳細は、奈良県立大和広陵高等学校制服販売業者選定入札説明書による。